

2025 年 5 月 20 日

注射用カリウム製剤の適応外使用についてのお知らせ

当院の薬事委員会にて下記の治療法が承認されました。

本内容に関して拒否される場合やご質問がある場合は下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

実施内容	低カリウム血症に対する高濃度注射用カリウム液の使用
承認日	2025 年 4 月 15 日
対象者	低カリウム血症を呈した血液透析患者のうち、以下の要件を満たす場合 ・内服困難等で注射薬でのカリウム補正が必要 ・輸液量の制限が必要
対象期間	承認後から見直しの必要性が生じるまで
目的・意義	低カリウム血症の補正においては、重篤な場合や内服薬が困難な場合に注射用製剤が使用されます。注射用カリウム製剤は添付文書上、40mEq/L 以下に希釈し、20mEq/時間を超えない速度で投与、1 日投与量として 100mEq を超えないことと規定されています。しかし、血液透析患者は点滴の水分量の制限が必要で、添付文書で規定する希釈方法よりも高い濃度のカリウムを使用する場合があります、この投与方法は未承認に当たります。当院では、以下の条件を決めて適応外使用することを認めています。
使用条件	1. 調製濃度は 50mEq/100mL 以下 2. 投与速度は 20mEq/時間以下 3. 透析回路か中心静脈から投与する 4. 投与時は心電図モニターを装着し、定期的に血清カリウム値をモニタリングする 5. 輸液ポンプまたはシリンジポンプを使用する
当医療行為により予想される不利益	高濃度の注射用カリウム製剤の投与により予想以上に血清カリウム値が上昇することが考えられます。その場合、それに起因した不整脈や心停止を起こすことがあるため、患者さんに心電図モニターを装着し、定期的に血清カリウム値のモニタリングを行います。また、異常が現れた場合は注射用カリウム製剤を速やかに減量もしくは中止し、適切に対処します。
備考	適応外使用の薬物により発生した副作用については、国の「医薬品副作用被害救済制度」の対象外となることがあります。
問い合わせ先	医療法人桜十字 桜十字病院 各診療科担当医師 電話 096-378-1111 (代表)